

## [資料] 給食費の改定について

### 1. 給食費の改定を行う経緯

法令により、給食に要する食材料費の実費は、給食費として保護者が負担することとなっています。(学校給食法第 11 条)

#### 【食材料費の状況】

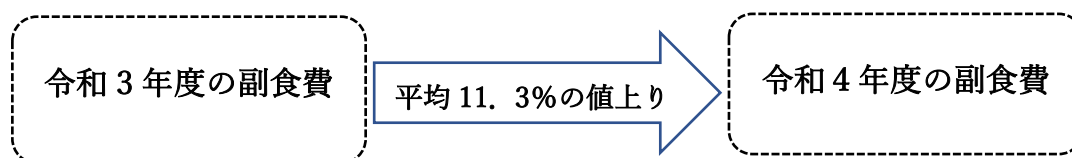
- 牛乳を含む副食にかかる食材料費の価格が年々上昇。
- 平成 31 年の消費税増税（8%⇒10%）の際に値上げをせず、その後も献立の工夫や物資の選定で食材費を抑制し、給食費を据え置いてきました。しかし、長期化するコロナ禍やウクライナ情勢による燃料費の高騰など、食材料費の高騰に歯止めがきかない状況が続いています。



給食水準を維持するため、給食費の引上げが必要

### 2. 給食費の引き上げ額算出方法

副食にかかる食材料費の価格の値上がりに伴い、給食費を改定。



◎値上がった率（平均 11.3%）の分、給食費の副食相当額部分を改定

### 3. 給食費の引き上げ額

区分	小学校		中学校
	1年生	2～6年生	
現行額	4,100 円/月 (一食 260 円)	4,300 円/月 (一食 260 円)	5,300 円/月 (一食 340 円)
改定額	4,800 円/月 (一食 300 円)	5,000 円/月 (一食 300 円)	6,000 円/月 (一食 380 円)
引き上げ額	700 円/月 (一食 40 円)	700 円/月 (一食 40 円)	700 円/月 (一食 40 円)

### 4. 今後の予定

○今回の引き上げ額について

令和4年10月～令和5年3月は、公費（新型コロナウイルス感染症対策補助金【物価高騰分】）により、補助を行ないます。



令和4年2学期の給食費無償化と合わせて、  
保護者の皆さまの負担はありません。

なお、令和4年3学期の給食費は、「現行額」をご負担いただく予定です。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。